

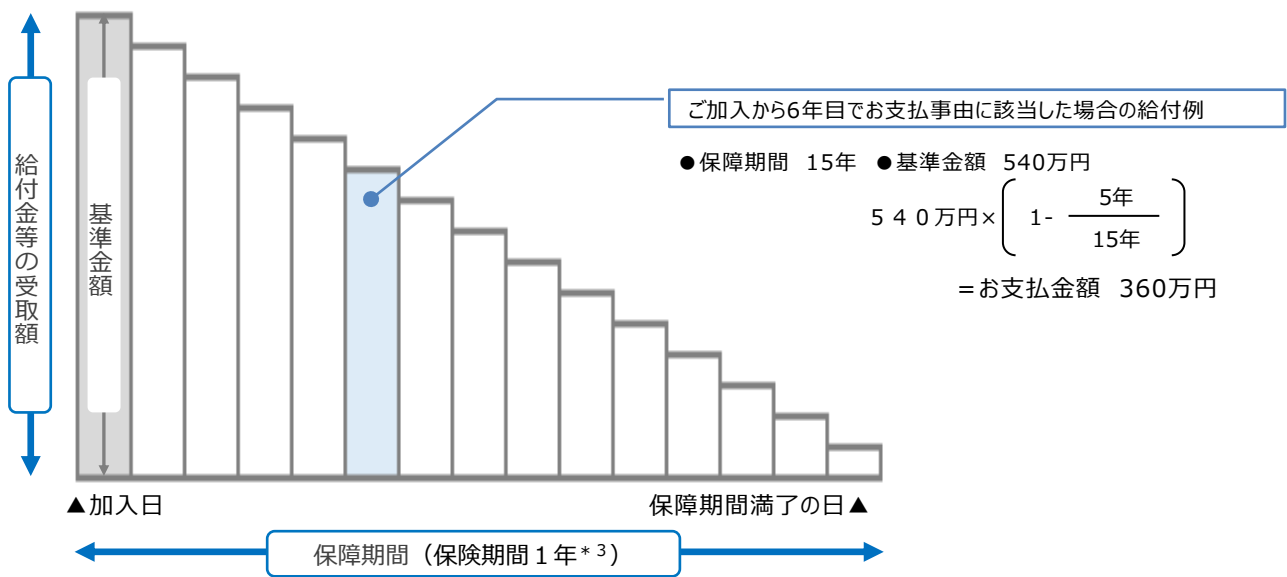
契約概要

- この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご加入前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等については「約款」に記載していますのでご確認ください。
- 「約款」は被保険者からのお申込後にマイページにも掲載されますので、必ず内容をご確認ください。

1 この商品の仕組みについて

- 「無配当特定疾病障害介護保障保険（団体型）」は、レオス・キャピタルワークス株式会社を保険契約者、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とし、保険契約者の総合取引口座において、投資信託の毎月同額つみたて契約を利用中の方を被保険者として、保険の対象とする団体契約の生命保険です。
- この保険は、保険期間中に被保険者が所定の状態に該当した場合、被保険者に給付金の種類の型に応じて給付金をお支払いします。また、保険期間中に被保険者が給付金のお支払事由に該当する前に死亡したとき、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。
- 加入資格を失った場合には、この保険契約から脱退となります。
- 給付金額および死亡保険金額は、加入日における基準金額（保険期間中に減額された場合にはその日以後は減額後の金額）から経過年数に応じて一定率減額された金額となります。
- 保険期間は1年、保険契約締結の際に定めた保障期間満了の日の直前の更新日を最終の更新日とし、保障期間満了の日まで保障を継続することができます。

[しくみ図*1*2]



- * 1 しくみ図は、保険期間中に基準金額の減額があった場合を想定しておりません。
- * 2 投資信託の毎月同額つみたての金額を増額もしくは減額した場合でも、この保険の基準金額は増額・減額されません。
- * 3 保険期間は1年で、保障期間中は自動更新となります。

2 加入資格について

- 保険契約者（レオス・キャピタルワークス株式会社）の総合取引口座において、投資信託の毎月同額つみたて契約を利用中の満20歳から満65歳の方。

3 保障内容について

給付金の種類の型	給付金など	お支払事由	お支払金額
障害介護保障型	障害介護給付金	被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき 1. 国民年金法に基づく障害等級 2 級以上の状態に該当していると認定されたとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病または傷害（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって障害等級 2 級以上の状態に該当していると認定されたときを含みます。 2. 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護 2 以上の状態に該当していると認定されたとき	$\begin{aligned} & \text{基準金額} \\ & \times \\ & \left(1 - \frac{\text{経過年数} * 1}{\text{保障期間の年数} * 2} \right) \end{aligned}$
	死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	

給付金の種類の型	給付金など	お支払事由	お支払金額
三大疾病・ 障害介護保障型	三大疾病給付金	被保険者が、保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき 1. 給付責任開始日 * 3 以後、生まれて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき 2. 責任開始期以後に発病した疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、つぎのいずれかに該当したとき ア. 病院または診療所において所定の手術を受けたとき イ. 病院または診療所に入院をし、その入院日数が継続して 20 日に達したとき 3. 責任開始期以後に発病した疾病を原因として脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、つぎのいずれかに該当したとき ア. 病院または診療所において所定の手術を受けたとき イ. 病院または診療所に入院をし、その入院日数が継続して 20 日に達したとき	$\begin{aligned} & \text{基準金額} \\ & \times \\ & \left(1 - \frac{\text{経過年数} * 1}{\text{保障期間の年数} * 2} \right) \end{aligned}$
	障害介護給付金	（「障害介護保障型」の「障害介護給付金」に同じ）	
	死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	

3 保障内容について（つづき）

- * 1 経過年数とは、加入日から給付金等の支払事由が生じた日までに経過した年数をいい、加入日を経過年数0年とし、以後、加入日の年単位の応当日が到来するごとにその前日までの年数に1年を加算します。（加算後の年数が保障期間と同じ年数となる場合には加算はありません。）
 - * 2 保障期間の年数とは、加入日から保障期間満了の日までの年数をいいます。（1年未満の端数を切り捨てた年数とします。）
 - * 3 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。
- ※被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院を開始した場合、つぎのいずれかに該当するときは、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中により継続して入院したものとみなします。
1. その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発していたとき
 2. その入院中に、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発したとき
- ※被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中以外の原因による入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中を併発し、その急性心筋梗塞または脳卒中について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院とみなします。
- ※被保険者が転入院または再入院をした場合、つぎのいずれにも該当するときは継続した1回の入院とみなします。
- ・転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の急性心筋梗塞または脳卒中であるとき
 - ・その急性心筋梗塞または脳卒中の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始の日の前日までの期間が30日以内であるとき
- ※被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院中に保険期間が満了し、この保険契約またはこの保険契約のその被保険者の部分が更新されない場合、それらの満了時を含んで継続している入院については、保険期間中の入院とみなします。
- ※対象となるがん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中、所定の手術について、くわしくは「約款」をご覧ください。



- 保険期間中に被保険者が所定の状態に該当し給付金または死亡保険金をお支払いした場合、そのお支払いした給付金等の支払事由に該当した時にさかのぼってこの保険契約のその被保険者の部分の契約は消滅します。（給付金等をお支払いした場合、その後、別の所定の状態に該当しても給付金等のお支払はありません。）
- 責任開始の日から1年以内に被保険者が自殺した場合、死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、告知義務違反の場合等は、給付金等のお支払ができない場合があります。給付金等のお支払ができない場合について、**概要は「注意喚起情報（4）つぎのような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります）」を、くわしくは「約款」をご覧ください。**

4 ご加入のお取扱について

保険期間	1年
保険料払込期間	全期払込
加入日	投資信託の受渡された月の翌月1日
更新* ¹ 可能期間／保障期間	5年～30年／最長70歳まで
加入年齢* ² (被保険者の加入日の満年齢)	20歳～65歳
基準金額	18万円以上、4,000万円* ³ 以下（1,000円単位）
保険料払込方法	回数 月払
	経路 クレジットカード扱* ⁴

- * 1 保険期間満了の日の2週間前までに保険契約者からこの保険契約を更新しない旨の通知がない場合には、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日を更新日として、更新され継続するものとします。
- * 2 お申込から加入日までの期間に被保険者の年齢が66歳となった場合、更新可能期間は5年となり、保障期間は71歳までとなります。
- * 3 同一の被保険者について、基準金額は「無配当特定疾病障害介護保障保険（団体型）」（既に参加されているこの保険を含みます）を通算して4,000万円を超えることはできません。
- * 4 クレジットカード扱において、1被保険者1回あたりの支払保険料が10万円超となる場合、取扱いません。

保険料について

- 保険料は団体契約の直近の更新日時点の年齢と加入月によって計算され、マイページで確認することができます。
- 更新後の保険料は、更新日の年齢と保険料率によって計算されますので、更新後の保険料は更新前とは異なります。



保険料や給付金額等、具体的なお加入の内容については、「申込画面」に表示されますので、ご加入の際には、この「契約概要」と「申込画面」にて、ご加入内容を必ずご確認ください。

5 給付金等の受取人について

- 障害介護給付金・三大疾病給付金の受取人は、被保険者となります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が指定した死亡保険金受取人となります。

6 配当金について

- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 脱退による払戻金について

- この保険は、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

8 減額について

- この保険は、保険期間中に基準金額の減額を取扱います。
- 減額した基準金額は、解約されたものとし、減額した基準金額部分の払戻金はありません。
- 基準金額の減額がされた場合、減額日より減額後の基準金額をもとに給付金額等を計算します。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご加入のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細等については、「約款」に記載していますのでご確認ください。
- 「約款」は被保険者からのお申込後にマイページにも掲載されますので、必ず内容をご確認ください。

1 クーリング・オフ制度について

- この保険は、クーリング・オフ制度の対象外です。

2 告知欄にはありのままを告知してください

- ご加入にあたっては、被保険者の現在の健康状態等についてT&Dフィナンシャル生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知には、被保険者ご自身でご回答ください。T&Dフィナンシャル生命は、ご回答いただいた内容に基づいてご加入のお引受をするかどうかを決定します。
- 告知受領権はT&Dフィナンシャル生命が有しています。
- T&Dフィナンシャル生命の確認担当職員またはT&Dフィナンシャル生命で委託した確認担当者が、ご加入のお申込後または給付金等のご請求の際、ご加入のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。
- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から1年以内であれば、T&Dフィナンシャル生命は「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者の部分を解除することがあります。なお、責任開始の日から1年を経過していても、給付金等のお支払事由等が1年以内に発生していた場合には、この保険契約のその被保険者の部分を解除することがあります。

3 責任開始期について

- T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご加入の引受を承諾した場合、告知が完了し、対象となる投資信託の受渡された翌月1日を加入日としてこの保険契約のその被保険者の部分の責任を開始します。
- 所定のがん（悪性新生物）に関する保障は、給付責任開始日*からこの保険契約のその被保険者の部分の責任を開始します。
- お客さまからのご加入のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときにその申込は成立します。

* 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

イメージ図



4 つぎのような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
 - 給付責任開始日*の前日までに所定のがんと診断確定された場合。この場合、診断確定の日からその日を含めて180日以内にお申出があったときは、この保険契約のその被保険者の部分を無効とし、この保険契約のその被保険者の部分にかかる保険料に相当する金額を払い戻します。
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご加入が告知義務違反により解除となった場合
 - 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含む）や、被保険者、受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご加入が解除となった場合
 - 保険料のお払込がなく、保障の効力を失った場合
 - ご加入に際しての詐欺行為により、ご加入が取り消された場合や、給付金等の不法取得目的により、ご加入が無効となった場合（この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません。）
 - 給付金等の免責事由に該当した場合
（例えば、責任開始の日からその日を含めて1年以内に被保険者が自殺した場合や死亡保険金の受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等）
 - その他給付金等をお支払いできない場合について、くわしくは「約款」をご覧ください。
- * 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

5 保険料の払込猶予期間と払込猶予期間経過後の保障について

- 保険料は払込期月内（保険料をお払込みいただく月）にお払込みください。なお、保険料の払込期月内にお払込の都合がつかない場合のために、保険料の払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込猶予期間は保険料の払込期月の翌月初日から末日までとなります。
- 保険料の払込猶予期間内に保険料のお払込がないと、保障の効力を失います。

6 脱退について

- つぎの場合、その日にこの保険契約からの脱退となります。
 - 被保険者が死亡した場合は、死亡日
 - 給付金をお支払いした場合は、給付金のお支払事由に該当した日
 - 被保険者がT&Dフィナンシャル生命に脱退を申し出た場合は、その申出日
 - 保障期間が終了した場合は、保障期間満了の日の属する月の末日
 - 毎月同額つみたて契約を利用中でないと保険契約者が判定した場合*は、判定した日の属する月の末日
- * 保険契約者は、毎月15日（休業日の場合前営業日）15時時点で、毎月同額つみたて契約による翌月の投資信託の買付代金の引き落とし金額の設定が2か月連続で0円であった場合、毎月同額つみたて契約を利用中でないと判定します。
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

7 個人保険への変更について

- 2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1か月以内であれば、T&Dフィナンシャル生命が指定する個人保険に加入できます。なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合があります。

8 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。
- T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820

[月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9 税金のお取扱について

- 払込保険料
お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
- 死亡保険金
相続税の対象となります。
- 障害介護給付金、三大疾病給付金
受取人は被保険者本人となり、非課税となります。



税制については2025年3月現在の内容について記載していますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

10 苦情・相談窓口について

- 生命保険のお手続きやご加入に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お問合せフォームURL

https://is.tdf-life.co.jp/www7/kumikomi_hoken/form1-entry.php

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

ホームページ
アドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

※お問合せ先については、（一社）生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T & Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでご照会ください。

11 給付金等のお支払について

- お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払を行ないますので、給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにご連絡ください。

各給付金のご請求 マイページにて請求ができます。

死亡保険金のご請求 T&Dフィナンシャル生命 お問い合わせフォームURLにてご連絡ください。
（https://is.tdf-life.co.jp/www7/kumikomi_hoken/form1-entry.php）

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。
- T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、被保険者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

<代理請求について>

- 被保険者に給付金を自ら請求できない事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めたときは、代理請求人が給付金を請求することができます。
- 給付金の円滑な請求のためにも、被保険者から代理請求人に事前に契約内容等をご説明ください。
- 代理請求人は代理手続きを行なう時点において所定の要件を満たしていることが必要です。所定の要件について、くわしくは「約款」をご覧ください。

12 個人情報のお取扱について

- 当社は保険契約者（団体）を通じて取得した加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）{以下、個人情報}を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、保険契約者（団体）に前記目的の範囲内で提供します。今後個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当社において、それぞれ前記に準じ個人情報が取扱われます。なお、指定された死亡保険金受取人の個人情報については、前記加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱います。

※保険医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

※個人番号および特定個人情報の取扱いについて

個人番号および特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条に基づき、団体保険、団体年金保険、および財形保険に関する支払調書等作成事務に利用目的を限定しており、当該利用目的の範囲を超えた利用、第三者提供はいたしません。

- T&Dフィナンシャル生命では、お客さまの個人情報に関するお問い合わせ窓口を設けています。保有個人情報の開示、訂正、利用停止などのご請求、その他個人情報に関するお問い合わせは下記までご連絡いただきますようお願いいたします。
- 最新の内容はT&Dフィナンシャル生命ホームページ（<https://www.tdf-life.co.jp>）にてご確認ください。

約 款

無配当特定疾病障害介護保障保険（団体型） 普通保険約款

（この保険の趣旨）

この保険は、クレジットカード会社や金融機関等の団体を対象とし、被保険者が所定の疾病や障害状態等となった場合に、つぎの給付を行なう仕組の保険です。

名称	給付の概要
がん給付金	被保険者が保険期間中にがん（悪性新生物）と診断確定された場合に支払います。
三大疾病給付金	被保険者が保険期間中にがん（悪性新生物）と診断確定され、急性心筋梗塞もしくは脳卒中で所定の手術または入院を受けた場合に支払います。
障害介護給付金	被保険者が保険期間中に所定の障害状態または介護状態に該当した場合に支払います。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡した場合に支払います。

第 1 編 総 則

1 総 則

第 1 条（団体）

この保険の対象となる団体は、当会社の定める範囲内のものであることを要します。

第 2 条（被保険団体）

この普通保険約款で被保険団体とは、同一の保険契約に属する被保険者の集団をいいます。

第 3 条（保険契約者の資格）

この保険の保険契約者は、団体とします。

第 4 条（加入資格）

この保険の被保険者となることができる者は、団体の所属員等で、かつ、当会社の定める範囲内の者であることを要します。

第 5 条（被保険者の数）

この保険契約の被保険者の数は、当会社の定める数以上であることを要します。

第6条（給付金の種類の型等）

- ① この保険契約の給付金の種類の型は、支払の対象となる給付金により、つぎのとおりとします。

給付金の種類の型	支払の対象となる給付金
がん保障型	がん給付金
三大疾病保障型	三大疾病給付金
障害介護保障型	障害介護給付金
がん・障害介護保障型	がん給付金 障害介護給付金
三大疾病・障害介護保障型	三大疾病給付金 障害介護給付金

- ② この保険契約の給付金額等の型は、つぎの各号のとおりとします。

1. 定額給付型
2. 通減給付型

- ③ 保険契約者は、保険契約の締結の際、前2項それぞれにおけるいずれかの型および死亡保障の有無を指定するものとし、契約日以後、変更することはできません。

第7条（給付金額等の決定方法）

この保険契約の各被保険者の別表1に定める給付金額等（給付金額および死亡保険金額のことをいいます。以下、同様とします。）を計算する際に使用する基準金額（給付金額等の型が通減給付型の保険契約においては、基準金額および保障期間）について、当会社の定める範囲内で定めることを要します。

2 責任開始期、契約日および保険証券の交付

第8条（責任開始期および契約日）

- ① 当会社は、この保険契約の申込を承諾した場合には、この保険契約の締結の際に保険契約者と協議して定めた契約日からこの保険契約上の責任を負います。ただし、この保険契約の第1回保険料または第1回保険料相当額（以下「第1回保険料等」といいます。）が当会社に払い込まれない間は、当会社は、この保険契約上の責任を負いません。
- ② 前項に基づく契約日を定めないでこの保険契約の申込を承諾した場合には、当会社は、この保険契約の第1回保険料等が払い込まれた時からこの保険契約上の責任を負い、その責任開始の日を契約日とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、当会社の定める範囲内で保険契約者と別途協定を取り交わした場合、第1回保険料等が払い込まれない間でも、第1回保険料等が払い込まれることが明らかなときは、当会社は、契約日からこの保険契約上の責任を負います。

第9条（がん（悪性新生物）による給付金の責任開始期）

第15条（給付金の支払）に規定するがん（悪性新生物）による給付金は、前条の規定にかかわらず、当会社は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目（ただし、第23条（保険契約の復活）により保険契約が復活された場合において、復活日が責任開始期の属する日よりその日を含めて90日目をこえているときは復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

第10条（がん（悪性新生物）の定義および診断確定）

- ① この保険契約において「がん（悪性新生物）」とは、別表2に定める悪性新生物のうち、別表3に定める新生物の形態の性状コードが悪性に該当するものをいいます。
- ② がん（悪性新生物）の診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
 1. 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

第11条（保険証券の交付）

- ① 当会社は、保険契約を締結したときは、遅滞なく、保険契約者につぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。ただし、協議により、別段の定めがある場合はこの限りではありません。
 1. 当会社名
 2. 保険契約者の名称
 3. この保険契約の種類および付加する特約の種類
 4. 保険期間（給付金額等の型が逓減給付型の保険契約においては、保険期間および保障期間満了の日）
 5. 給付金の種類の型、給付金額等の型および死亡保障の有無
 6. 基準金額
 7. 保険料およびその払込方法
 8. 契約日
 9. 保険証券を作成した年月日
- ② 前項の保険証券には、当会社が記名押印します。ただし、当会社の代表者により委任された者による記名押印に代えることがあります。
- ③ この保険契約が更新または復活されたときは、新たな保険証券を交付しません。

3 保険期間

第12条（保険期間）

- ① この保険契約の保険期間は、第8条（責任開始期および契約日）に定める契約日または第46条（保険契約の更新）に定める更新日からその日を含めて1年とします。
- ② 更新された保険契約について第2編（この保険契約の給付および請求手続）の規定を適用する場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

4 被保険者の中途加入

第13条（被保険者の中途加入）

- ① 保険契約者は、当会社の承諾を得て、加入資格を有する者を被保険者としてこの保険契約に中途加入させることができます。
- ② 第8条（責任開始期および契約日）および第9条（がん（悪性新生物）による給付金の責任開始期）の規定は、前項の規定によって中途加入した被保険者について準用します。

5 保険料の計算

第14条（保険料の計算）

この保険契約の保険料は、契約日または更新日に当会社の定める保険料率に基づき被保険者ごとに計算して得られる保険料の合計額とします。

第2編 この保険契約の給付および請求手続

6 この保険契約の給付

第15条（給付金の支払）

- ① この保険契約において支払うがん給付金、三大疾病給付金または障害介護給付金（以下「給付金」といいます。）は、つぎのとおりです。

1. がん給付金

名称	給付金を支払う場合（以下「給付金の支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
がん給付金	被保険者が、給付責任開始日以後、保険期間中に生まれて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき	その被保険者について定められたがん給付金の給付金額	給付金の受取人

2. 三大疾病給付金

名称	給付金の支払事由	支払金額	受取人
三大疾病給付金	被保険者が、保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき - 給付責任開始日以後、生まれて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき - 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、その急性心筋梗塞を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、つぎのいずれかに該当したとき - 別表4に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）において別表5に定める手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき - 病院または診療所に、別表6に定める入院（以下「入院」といいます。）をし、その入院日数が継続して20日に達したとき - 責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、その脳卒中を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、つぎのいずれかに該当したとき - 病院または診療所において手術を受けたとき - 病院または診療所に入院をし、その入院日数が継続して20日に達したとき	その被保険者について定められた三大疾病給付金の給付金額	給付金の受取人

3. 障害介護給付金

名 称	給付金の支払事由	支 払 金 額	受 取 人	給付金の支払事由に該当しても給付金を支払わない場合
障 害 介 護 給 付 金	被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、保険期間中に、つぎのいずれかに該当したとき 1. 別表7に定める障害等級2級以上の状態（以下「障害等級2級以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の疾病または傷害（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって障害等級2級以上の状態に該当していると認定されたときを含むものとします。 2. 別表8に定める公的介護保険制度（以下「公的介護保険制度」といいます。）による要介護認定を受け、別表9に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき	その被保険者に付した障害介護給付金の給付金額	給付金の受取人	被保険者が、つぎのいずれかにより、左記の給付金の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者またはその被保険者の故意または重大な過失 2. その被保険者の犯罪行為 3. その被保険者の精神障害を原因とする事故 4. その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. その被保険者の別表10に定める薬物依存 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波。ただし、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により給付金の支払事由に該当したその被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

- ② 給付金が支払われた場合には、給付金の支払事由に該当した時にさかのぼってこの保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。
- ③ 給付金の請求を受け支払われるときは、当会社は、別の支払事由による請求を受けても給付金を重複して支払いません。

- ④ 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院を開始した場合、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中により継続して入院したものとみなして取り扱います。
1. その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発していたとき
 2. その入院中に、その入院開始の直接の原因となった急性心筋梗塞または脳卒中と異なる急性心筋梗塞または脳卒中を併発したとき
- ⑤ 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中以外の原因による入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中を併発し、その急性心筋梗塞または脳卒中について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が転入院または再入院をした場合、つぎの各号のいずれにも該当するときは、継続した1回の入院とみなして取り扱います。
1. 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の急性心筋梗塞または脳卒中であるとき
 2. その急性心筋梗塞または脳卒中の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始の日の前日までの期間が30日以内であるとき
- ⑦ 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院中につぎの各号のいずれかに該当した場合、それらの満了時を含んで継続している入院については、保険期間中の入院とみなして第1項の規定を適用します。
1. 保険期間が満了し、この保険契約またはこの保険契約のその被保険者の部分が更新されないとき
 2. 給付金額等の型が逡減給付型の保険契約において、その被保険者についての保障期間が満了したとき
- ⑧ 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、第1項第2号の給付金の支払事由2. もしくは3. または第1項第3号の給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 保険契約の締結（第13条（被保険者の中途加入）第1項の規定による中途加入の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、当会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、責任開始期以後に発病した疾病によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を当会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、責任開始期以後に発病した疾病によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第16条（死亡保険金の支払）

- ① 第6条（給付金の種類の型等）第3項の規定により、死亡保障有の指定がされている保険契約において支払う死亡保険金は、つぎのとおりです。

名称	死亡保険金の支払事由	支払金額	受取人	死亡保険金の支払事由に該当しても死亡保険金を支払わない場合
死亡保険金	被保険者が、保険期間中に死亡したとき	その被保険者について定められた死亡保険金の保険金額	死亡保険金の受取人	被保険者が、つぎのいずれかにより、左記の死亡保険金の支払事由に該当したとき 1. その被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入日からその日を含めて1年をこえて継続してその被保険者であった場合には、死亡保険金を支払います。 2. 保険契約者の故意 3. 死亡保険金の受取人の故意。ただし、その死亡保険金の受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金の受取人に支払います。 4. 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱により死亡したその被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

- ③ 前2項の規定によって死亡保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者について前条第1項各号の給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

7 請求手続ならびに支払の時期および場所

第17条（請求手続）

- ① 給付金または死亡保険金（以下「給付金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人はすみやかに当会社に通知してください。
- ② 給付金等の受取人は、当会社につぎの書類を提出して、給付金等を請求してください。ただし、当会社の定める範囲内で保険契約者と別途協定を取り交わした場合には、保険契約者を經由して当会社につぎの書類を提出して、給付金等を請求してください。

	項目	請求書類
1	がん給付金 三大疾病給付金 障害介護給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が国民年金法に基づく所定の状態に該当していることを証明する書類 (4) 公的介護保険制度における保険者が、被保険者が公的介護保険制度に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (5) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書
2	死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書

- ③ 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の請求書類の一部の提出省略を認めることがあります。

第18条（代理請求人による給付金の請求手続）

- ① 給付金の受取人である被保険者につぎの各号のいずれかの事情があるため、被保険者が給付金を自ら請求できないと当会社が認めた場合は、代理請求人が被保険者に代わって給付金を請求することができます。
 1. 傷害または疾病により、給付金を請求する意思表示ができないとき
 2. 傷病名（当会社が認めるものに限ります。）の告知を受けていないとき
 3. その他前2号に準じた状態であるとき
- ② 代理請求人が前項の請求を行なう場合には、代理請求人は請求時において、つぎの各号のいずれかに該当することを必要とします。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者（第2号、第3号または第4号に該当する者が存在する場合は、同順位で代理請求人となります。）
 2. 被保険者の戸籍上の子
 3. 被保険者の父母（第2号に該当する者が存在しない場合に限ります。）
 4. 被保険者の兄弟姉妹（第2号および第3号に該当する者が存在しない場合に限りま
 - す。）
 5. 前4号に該当する者がいない場合、つぎの範囲内の者で、給付金の受取人である被保険者のために給付金を請求すべき適当な関係があると当会社が認めた者
 - ア. 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている者
 - イ. 被保険者の財産管理を行なっている者
 - ウ. その他前ア. またはイ. に掲げる者と同等の関係にある者
- ③ 代理請求人は、給付金の請求をする際に、つぎのすべての書類を提出することを必要とします。

	項目	請求書類
1	給付金の代理請求	（1）被保険者が給付金を請求できない事情があることを証明する書類 （2）前条第2項に定める書類 （3）当会社所定の様式による医師の診断書 （4）被保険者および代理請求人の戸籍抄本 （5）代理請求人の印鑑証明書および住民票 （6）被保険者について、法令に定める代理人に、給付金の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類 （7）代理請求人が被保険者と同居し生計を一にしている者であるときは、その事実を証明する書類 （8）代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類

- ④ 当会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の請求書類の一部の提出省略を認めることがあります。

- ⑤ 第1項および第2項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、代理請求人は給付金を請求することができません。
1. 被保険者について、法令に定める代理人に、給付金の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
 2. 代理請求人が故意に給付金の支払事由を生じさせたとき
 3. 代理請求人が故意に給付金の受取人を第1項各号の状態に該当させたとき
- ⑥ 給付金を支払うための確認を行なうときは、当会社は、代理請求人に通知します。
- ⑦ 給付金を支払うための確認に際し、代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑧ 前7項の規定により、当会社が給付金を代理請求人に支払ったときは、その後重複してその給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- ⑨ 第2項各号の代理請求人が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の代理請求人を代理するものとします。

第19条（給付金等の支払の時期および場所）

- ① 給付金等は、その請求に必要な書類が当会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店または当会社の指定した場所で支払います。
- ② 給付金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金等の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
1. 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
給付金等の支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金等を支払わない場合に該当する可能性がある場合
給付金等の支払事由が生じた原因
 3. 第28条（告知義務違反による解除）に該当する可能性がある場合
告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
 4. 第29条（重大事由による解除）、第32条（詐欺による取消し）または第33条（不法取得目的による無効）に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第29条第1項第5号のいずれかに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金等の請求時までにおける事実

- ③ 前項の確認を行なうため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到達した日の翌日からその日を含めてそれぞれ当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第 205条）に基づく照会その他の法令に基づく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ④ 前2項の確認を行なうときは、当会社は、給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
- ⑤ 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等を支払いません。

第3編 この保険契約の取扱

8 保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効

第20条（保険料の払込）

- ① この保険契約の第2回以後の保険料は、その払込方法に従って、所定の払込期日までに当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定める範囲内で当会社の指定する集金者を通じて、前項の保険料を払い込むことができます。

第21条（猶予期間および保険契約の失効）

- ① この保険契約の第2回以後の保険料の払込については、払込期日の属する月の翌月末日までを猶予期間とします。
- ② 前項の猶予期間中にこの保険契約の保険料が払い込まれなかった場合には、この保険契約は、払込期日にさかのぼって効力を失います。

第22条（猶予期間中の保険事故）

- ① 前条に定める猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額からこの保険契約のその被保険者に対する部分の未払込の保険料を差し引きます。ただし、支払うべき金額がその未払込の保険料に不足するときは、当該保険料が猶予期間中に払い込まれたときに限り、給付金等を支払います。
- ② 前項ただし書きの規定にかかわらず、当会社の定める範囲内で保険契約者と別途協定を取り交わした場合、払込期日が到来しているこの保険契約の未払込の保険料が猶予期間中に払い込まれることが明らかなときは、当該保険料が払い込まれる前であっても給付金等を支払います。

9 保険契約の復活

第23条（保険契約の復活）

- ① 第21条（猶予期間および保険契約の失効）第2項の規定によってこの保険契約が効力を失った場合には、猶予期間満了の日の翌日から1か月以内であれば、保険契約者は、この保険契約の復活を請求することができます。
- ② 当会社がこの保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、延滞している保険料を当会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
- ③ 前2項の規定によって保険契約が復活された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第4条（加入資格）の規定を準用します。
 2. 第15条（給付金の支払）、第16条（死亡保険金の支払）または第28条（告知義務違反による解除）第8項第2号の規定の適用にあたっては、第8条（責任開始期および契約日）の規定を準用します。

第24条（がん給付金に関する給付責任開始日前のがん（悪性新生物）の診断確定による無効）

- ① 被保険者が告知前または告知の時からその被保険者についての給付責任開始日前までにがん（悪性新生物）と診断確定されていた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は無効とします。
- ② 前項の場合には、それまでに当会社に払い込まれたこの保険契約のその被保険者に対する保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ つぎの各号のいずれにも該当する場合には、前項の規定を適用せず、それまでに当会社に払い込まれたこの保険契約のその被保険者に対する保険料を保険契約者に払い戻しません。
 1. 告知前にその被保険者が、がん（悪性新生物）と診断確定されていたとき
 2. その事実を保険契約者またはその被保険者のいずれかが告知の時に知っていたとき
- ④ 本条の規定にかかわらず、告知義務違反による解除または重大事由による解除に定める解除の要件を満たすときは、当会社は、その規定によりこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

第25条（三大疾病給付金に関する給付責任開始日前のがん（悪性新生物）の診断確定による無効）

- ① 被保険者が告知前または告知の時からその被保険者についての給付責任開始日前までのがん（悪性新生物）と診断確定されていた場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この保険契約のその被保険者に対する部分は無効とします。ただし、給付金の支払事由2. または3. に該当する給付金の請求を受け、当会社がその給付金を支払うこととなったときを除きます。
- ② 前項の規定により無効とされた場合には、それまでに当会社に払い込まれたこの保険契約のその被保険者に対する保険料を保険契約者に払い戻します。
- ③ 本条の規定にかかわらず、告知義務違反による解除または重大事由による解除に定める解除の要件を満たすときは、当会社は、その規定によりこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

10 保険契約の解約、解除等

第26条（解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かってこの保険契約を解約することができます。

第27条（告知義務）

- ① 保険契約者は、保険契約の締結または復活の際に、給付金等の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当会社が所定の書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による場合を含みます。以下、同様とします。）で告知を求めた事項について、当会社にその書面で告知することを要します。
- ② 当会社は、保険契約の締結または復活の際に必要なと認めた場合には、被保険者に対し給付金等の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、所定の書面で告知を求めることがあります。この場合には、被保険者は、告知を求められた事項について、当会社にその書面で告知することを要します。

第28条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってその告知を求めた事項の内容に応じてこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ② 被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

- ③ 給付金等の支払事由が生じた後においても、当会社は、前2項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には給付金等を支払いません。また、すでに給付金等を支払っているときには、当会社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、給付金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当会社は、給付金等を支払います。
- ⑤ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金等の受取人に解除の通知をします。
- ⑥ つぎの各号のいずれかの場合には、当会社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。
 - 1. この保険契約の締結または復活の際に、当会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - 2. 当会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者またはその被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき
 - 3. 保険媒介者が、保険契約者またはその被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑦ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはその被保険者が前条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑧ 本条の解除権は、つぎの各号のいずれかの場合には消滅します。
 - 1. 当会社が解除の原因を知った時から1か月以内に解除しなかったとき
 - 2. その被保険者についての責任開始の日からその日を含めて1年以内に給付金等の支払事由が生じなかったとき

第29条（重大事由による解除）

- ① 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合にはこの保険契約（保険契約者以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分）を将来に向かって解除することができます。
 - 1. 保険契約者または死亡保険金の受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取される目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - 2. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - 3. この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

4. 他の保険契約との重複によって、その被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 5. 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
エ. 反社会的勢力により保険契約者もしくは給付金等の受取人の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 6. 前5号に定めるもののほか、当会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 給付金等の支払事由が生じた後においても、当会社は、前項の規定によってこの保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には、その解除された部分に関し、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した給付金等の支払事由については、給付金等を支払いません。また、すでに給付金等を支払っているときには、当会社は、その返還を請求できます。
 - ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金等の受取人に解除の通知をします。

第30条（その他の解除）

- ① 当会社は、被保険者の数が、第5条（被保険者の数）で定める数未満で次回更新時まで回復の見込みがない場合として、契約申込書等の保険契約者との合意内容に係る書面により定めたものに該当した場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
- ② 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金等の受取人に解除の通知をします。
- ③ 本条の解除権は、当会社が解除の原因を知った時から1か月以内に解除しなかった場合には消滅します。

第31条（払戻金）

- ① この保険契約が解除された場合には、払戻金はありません。
- ② この保険契約の一部の被保険者に対する部分が解除された場合には、払戻金はありません。

第32条（詐欺による取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約の締結、更新または復活をしたときは、当会社は、この保険契約（被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分）を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第33条（不法取得目的による無効）

この保険契約の締結、更新または復活の際に、保険契約者または被保険者に給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約（被保険者に給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分）を無効とします。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第34条（保険契約の消滅）

- ① 前条までの規定のほか、第6条（給付金の種類の型等）第3項の規定により、死亡保障無の指定がされている保険契約において、被保険者が死亡したときは、この保険契約のその被保険者に対する部分は、消滅します。
- ② 前項の場合、保険契約者は、直ちに被保険者が死亡した旨を当会社に通知することを要します。

11 被保険者の脱退

第35条（被保険者の脱退）

- ① 保険契約者は、任意にこの保険契約から一部の被保険者を脱退させることはできません。ただし、当会社が認めた場合には、この限りではありません。
- ② つぎの各号のいずれかに該当した場合には、被保険者はその日にこの保険契約から脱退するものとします。第1号の場合には、保険契約者は、直ちに当会社に通知することを要します。
 1. 被保険者が加入資格を欠くにいたったとき
 2. 給付金額等の型が通減給付型の保険契約において、保障期間満了の日が到来したとき
- ③ 前2項の規定によって被保険者が脱退した場合には、当会社は、その被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間（つぎの払込期日の前日までをいいます。）の最終日までこの保険契約上の責任を負います。

12 基準金額の減額

第36条（基準金額の減額）

- ① 保険契約者は、当会社の定めるところにより、当会社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について基準金額の減額をすることができます。
- ② 前項の規定によって減額された部分は解約されたものとみなします。

13 保険契約者および給付金等の受取人の変更

第37条（保険契約者の変更）

- ① 保険契約者は、第3条（保険契約者の資格）に定める要件を欠くにいたった場合には、被保険者および当会社の同意を得て、この保険契約上の権利義務を包括して同条に定める要件を満たす者に承継させることを要します。
- ② 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、この保険契約上の権利義務を包括して第3条に定める要件を満たす者に承継させることができます。

第38条（給付金の受取人およびその変更）

- ① 給付金の受取人は、被保険者とします。ただし、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者とすることができます。
- ② 給付金の受取人は、前項による給付金の受取人以外の者に変更することはできません。

第39条（死亡保険金の受取人の指定または変更）

- ① 保険契約者は、当会社の定めるところにより被保険者が指定した者をこの保険契約の死亡保険金の受取人とすることを要します。
- ② 保険契約者は、当会社の定めるところにより死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により死亡保険金の受取人を変更することができます。この場合、当会社の定めるところにより当会社に対する書面によって通知してください。
- ③ 当会社が保険契約者から前項の通知を受け取る前に変更前の受取人に死亡保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- ④ 遺言による死亡保険金の受取人の変更はできません。

第40条（給付金等の受取人の死亡等）

- ① 給付金の受取人が被保険者の場合で、その給付金の請求がないままその被保険者が死亡したときは、その給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ② 死亡保険金の支払事由が生じた場合に、死亡保険金の受取人が指定されていなかったか、または指定された死亡保険金の受取人が死亡して再指定されていなかったとき（被保険者および指定された死亡保険金の受取人が同時死亡したものと当社が認めたときを含みます。）は、被保険者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金の受取人が指定されてあったものとします。この場合、同順位の者が2人以上あるときは、死亡保険金はその人数によって等分するものとします。

14 死亡保険金の受取人の代表者

第41条（死亡保険金の受取人の代表者）

- ① 死亡保険金の受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、当社が前項の受取人の1人に対して行なった行為は、他の受取人に対してもその効力を生じます。
- ③ 前項の規定は、前条第1項の場合について準用します。

15 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理

第42条（年齢の計算）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

第43条（年齢または性別の誤りの処理）

- ① 被保険者の年齢に誤りがあった場合には、つぎのとおり取り扱います。
 1. その被保険者の加入日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当社の定める年齢の範囲外であったときは、当社は、この保険契約のその被保険者に対する部分を取り消すことができます。なお、この場合において、この保険契約の保険料を更正します。
 2. 前号以外のときは、当社の定める方法で処理します。
- ② 被保険者の性別に誤りがあった場合には、当社の定める方法で処理します。

16 必要事項の報告

第44条（必要事項の報告）

保険契約者は、当会社が被保険者の異動内容その他この保険契約上必要な事項について照会した場合には、遅滞なく当会社に報告することを要します。

17 契約者配当

第45条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当金はありません。

18 保険契約の更新

第46条（保険契約の更新）

- ① 保険期間の満了の際に保険契約者から保険契約を更新しない旨の通知がない場合には、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新され継続するものとし、この日を更新日とします。ただし、被保険者の年齢が当会社の定めるところにより保険契約者と協議して定めた年齢をこえる場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は更新しません。
- ② 前項の通知は、保険期間満了の日の2週間前までにしてください。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者の数が当会社の定める数に満たない場合その他当会社が合理的な理由があり必要と認めた場合には、保険契約の全部または一部の更新を認めないことがあります。
- ④ 更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込期日は、更新日とします。
- ⑤ 更新後のこの保険契約の各被保険者の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑥ 保険契約が更新された場合の更新後のこの保険契約の第1回保険料について、つぎの各号の規定を準用します。
 1. 第20条（保険料の払込）
 2. 第21条（猶予期間および保険契約の失効）
 3. 第22条（猶予期間中の保険事故）
 4. 第23条（保険契約の復活）
- ⑦ 更新後の保険契約については、更新日において当会社が新規に締結する保険契約に適用しているこの保険の普通保険約款および保険料率が適用されます。

19 その他

第47条（時効）

給付金等その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。

第48条（法令等の改正に伴う給付金の支払事由の変更）

- ① 当会社は、給付金の支払事由にかかわる法令等の改正があり、その改正が給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、給付金の支払事由を変更することがあります。
- ② 当会社は、前項の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「変更日」といいます。）から将来に向かって給付金の支払事由を変更します。
- ③ 本条の規定により給付金の支払事由を変更する場合には、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第49条（管轄裁判所）

この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、当会社の本店の所在地または給付金等の受取人（給付金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者となります。）の住所地を管轄する日本国内における地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

第50条（他の保険契約への加入）

- ① 2年をこえて継続してこの保険契約の被保険者であった者は、被保険者の数が当会社の定める数を欠いたことによってこの保険契約が解除されもしくは更新されなかった場合または第35条（被保険者の脱退）の規定によってこの保険契約から脱退した場合（ただし、この保険契約における給付金の支払事由に該当しその給付金が支払われる場合を除きます。）には、その日から1か月以内であれば、被保険者選択を受けることなく、当会社の定めるところにより、当会社の定める他の保険契約に加入できます。この場合の給付金額等は、その者についてその日まで有効に継続していた給付金額等の範囲内とします。
- ② 当会社の定める他の保険契約への加入後に、この保険契約における給付金が支払われることとなった場合には、当会社は、前項の規定による加入がなかったものとし、それまでに当会社に払い込まれた当会社の定める他の保険契約の保険料をこの保険契約の被保険者であった者に払い戻します。

第51条（無配当特定疾病障害介護保障保険（個人型）とする取扱に関する特則）

- ① 2年をこえて継続してこの保険契約の被保険者であった者は、被保険者の数が当会社の定める数を欠いたことによってこの保険契約が解除されもしくは更新されなかった場合または第35条（被保険者の脱退）の規定によってこの保険契約から脱退した場合（以下、この保険契約を「加入前契約」といいます。）には、その日から1か月以内であれば、被保険者選択を受けることなく、当会社の定めるところにより、無配当特定疾病障害介護保障保険（個人型）に加入できます。この場合の給付金額等は、その者についてその日まで有効に継続していた給付金額等の範囲内とします。また、第2編（この保険契約の給付および請求手続）の規定を適用するにあたり、加入前契約の保険期間とこの特則適用後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ② 前項の規定にかかわらず、この特則適用後に、加入前契約における給付金が支払われることとなった場合には、当会社は、この特則適用後であってもその適用がなかったものとし、それまでに当会社に払い込まれたこの特則適用後の保険契約の保険料を加入前契約の被保険者であった者に払い戻します。
- ③ 第1項の場合、つぎの各号に定めるところのほかは、普通保険約款中、本条の規定を除く各規定を適用します。
 1. つぎの規定は適用しません。
 - ア. 第1編（総則）のうち、第1条（団体）、第2条（被保険団体）、第3条（保険契約者の資格）、第4条（加入資格）、第5条（被保険者の数）、第6条（給付金の種類の型等）第3項、第11条（保険証券の交付）第1項ただし書き、第13条（被保険者の中途加入）および第14条（保険料の計算）
 - イ. 第2編（この保険契約の給付および請求手続）のうち、第17条（請求手続）第2項ただし書き
 - ウ. 第3編（この保険契約の取扱）のうち、第22条（猶予期間中の保険事故）第2項、第23条（保険契約の復活）第3項第1号、第24条（がん給付金に関する給付責任開始日前のがん（悪性新生物）の診断確定による無効）、第25条（三大疾病給付金に関する給付責任開始日前のがん（悪性新生物）の診断確定による無効）、第30条（その他の解除）、第31条（払戻金）第2項、第35条（被保険者の脱退）、第43条（年齢または性別の誤りの処理）第1項第1号なお書き、第44条（必要事項の報告）、第46条（保険契約の更新）第3項および第50条（他の保険契約への加入）
 - エ. 別表のうち、別表1 給付金額等（注2）ただし書き

2. 第8条（責任開始期および契約日）の規定について、つぎのとおり読み替えます。
「

第8条（責任開始期および契約日）

- ① 第51条（無配当特定疾病障害介護保障保険（個人型）とする取扱に関する特則）
第1項に定める加入前契約に対する保険契約上の責任が終了した日の翌日を契約日とし、当会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。
- ② この保険契約の第1回保険料の払込期日は契約日とし、この保険契約の第1回保険料について、つぎの各号の規定を準用します。
 1. 第20条（保険料の払込）
 2. 第21条（猶予期間および保険契約の失効）
 3. 第22条（猶予期間中の保険事故）

」

3. 第9条（がん（悪性新生物）による給付金の責任開始期）の規定について、つぎのとおり読み替えます。

「

第9条（がん（悪性新生物）による給付金の責任開始期）

第15条（給付金の支払）に規定するがん（悪性新生物）による給付金は、責任開始期の属する日（ただし、第23条（保険契約の復活）により保険契約が復活された場合においては復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

」

4. それぞれの規定について、つぎのとおり読み替えます。

対象規定	読替前	読替後
第7条（給付金額等の決定方法）	この保険契約の各被保険者	この保険契約
第15条（給付金の支払）第2項	この保険契約のその被保険者に対する部分	
第22条第1項	この保険契約のその被保険者に対する部分	
第28条（告知義務違反による解除）第1項、第2項および第3項	この保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分	
	この保険契約のその被保険者に対する部分	
第29条（重大事由による解除）第1項および第2項	この保険契約（保険契約者以外の者によって生じた場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分）	
	この保険契約またはこの保険契約のその被保険者に対する部分	
第32条（詐欺による取消し）	この保険契約（被保険者の詐欺による場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分）	
第33条（不法取得目的による無効）	この保険契約（被保険者に給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的があった場合にはこの保険契約のその被保険者に対する部分）	
第34条（保険契約の消滅）第1項	この保険契約のその被保険者に対する部分	
第36条（基準金額の減額）第1項	この保険契約の全部または一部の被保険者	
第43条第1項第1号	この保険契約のその被保険者に対する部分	
第46条第1項および第5項	この保険契約のその被保険者に対する部分	
	この保険契約の各被保険者	
第15条第8項第1号	保険契約の締結（第13条（被保険者の中途加入）第1項の規定に基づく中途加入の場合を含みます。以下、同様とします。）	保険契約の締結
第29条第2項	この場合には、その解除された部分に関し、	この場合には、
第43条第1項第1号	その被保険者の加入日	契約日
第46条第1項	当会社の定めるところにより保険契約者と協議して定めた年齢	当会社の定める年齢

対象規定	読替前	読替後
別表 1	加入日（当会社の定める範囲内で保険契約者と別途協定を取り交わした場合にはその日とします。）の年単位の応当日	年単位の契約 応当日
	加入日	契約日

5. 第37条（保険契約者の変更）の規定について、つぎのとおり読み替えます。

「

第37条（保険契約者の変更）

保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

」

別表 1 給付金額等

「給付金額等」は、給付金等の支払事由が生じた日における基準金額および経過年数等に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

給付金額等の型	給付金額等
定額給付型	基準金額
逓減給付型	$\text{基準金額} \times \left(1 - \frac{\text{経過年数}}{\text{保障期間の年数}} \right)$

（注１）経過年数とは、加入日から給付金等の支払事由が生じた日までに経過した年数をいい、加入日を経過年数０年とし、以後、加入日（当会社の定める範囲内で保険契約者と別途協定を取り交わした場合にはその日とします。）の年単位の応当日が到来するごとにその前日までの年数に１年を加算（加算後の年数が保障期間と同じ年数となる場合には加算はありません。）とします。

（注２）保障期間の年数とは、加入日から保障期間満了の日までの年数（１年未満の端数を切り捨てた年数とします。ただし、当会社の定める範囲内で保険契約者と別途協定を取り交わした場合には１年未満の端数を１年に切り上げます。）をいいます。

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる「悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
	・ 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・ 本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	・ 骨髄線維症	D47.4
	・ 慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20-I25）のうち、	
	・急性心筋梗塞	I21
	・再発性心筋梗塞	I22
脳卒中	脳血管疾患（I60-I69）のうち、	
	・くも膜下出血	I60
	・脳内出血	I61
	・脳梗塞	I63

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に分類された疾病があるときは、当会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に含めることがあります。

別表 3 新生物の形態の性状コード

「新生物の形態の性状コード」が悪性に該当するものは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／ 3 . . . 悪性、原発部位
／ 6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／ 9 . . . 悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性とされた疾病があるときは、当会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

別表 4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 5 対象となる手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの 1. から 5. のいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

1. 開頭術（頭蓋骨を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器などにより頭蓋を穿孔する手術を含みます。）
2. 開胸術（胸腔を開く手術であって、胸腔鏡下に行なわれる手術を含みます。）
3. 開腹術（腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、腹腔鏡下に行なわれる手術を含みます。）
4. ファイバースコープ手術
5. 血管・バスケットカテーテル手術

別表 6 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 4 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表 7 障害等級 2 級以上の状態

「障害等級 2 級以上の状態」とは、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づき、国民年金法施行令第 4 条の 6 別表に定める障害等級 1 級または障害等級 2 級のいずれかの状態をいいます。

別表 8 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表 9 要介護 2 以上の状態

「要介護 2 以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年 4 月 30 日 厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項に規定する要介護 2 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

別表10 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

[引受保険会社]

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

お問合せフォームURL
https://is.tdf-life.co.jp/www7/kumikomi_hoken/form1-entry.php